

東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻・生物学科図書室利用細則

平成17年5月30日
生物科学専攻・生物学科制定

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学大学院理学系研究科・理学部図書室利用規則(以下「利用規則」という)補足第1条の規定に基づき、東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻・生物学科図書室(以下「生物学図書室」という。)の利用の細目について、必要な事項を定めるものとする。

(生物科学専攻・生物学科所属者)

第2条 この細則において、生物科学専攻・生物学科所属者(以下、「生物科学専攻所属者」という)とは、次の者をいう。

(1) 生物科学専攻・生物学科及び関連施設に配属される教職員、もしくはそれに準ずる者

(2) 生物科学専攻・生物学科及び関連施設に所属する学生、研究生、もしくはそれに準ずる者

(開室時間)

第3条 開室時間は次の通りとする。

(1) 9時30分～17時

(2) ただし、前項の時間内であっても12時～13時は閉室とする

(時間外利用)

第4条 生物科学専攻所属者は、所定の手続きを経て開室時間外に生物学図書室を利用することができる。

(館外貸出)

第5条 利用規則第8条第2項第3号に定める「その他各図書室で指定した資料」とは、次に掲げるものとする。

(1) 博士論文、修士論文

(2) 受入後2週間以内の新着雑誌

(3) 破損のおそれのある資料等

(4) 1910年以前刊行の資料

(5) 電子媒体に収録されている資料

2 図書室資料の館外貸出の冊数及び期間は、次の通りとする。

(1) 冊数 理学系研究科・理学部所属者 図書5冊、雑誌10冊まで

他部局所属者 図書3冊、雑誌10冊まで

(2) 期間 理学系研究科・理学部所属者 図書 2 週間、雑誌即日
他部局所属者 図書 1 週間、雑誌即日

3 館外貸出及び返却の手続きの時間は、開室時間と同じとする。

(文献複写)

第 6 条 利用者の内、利用規則第 8 条の規定に該当する者は、貴重図書及び破損の恐れのある資料等を除き、著作権法に抵触しない範囲内で、生物学図書室内に設置されている複写機で複写することができる。

2 複写の受付時間は、9 時 3 0 分～ 1 1 時 3 0 分、1 3 時～ 1 6 時 3 0 分とする。

(撮影等)

第 7 条 資料を撮影等に利用したい場合、所定の手続きで生物科学専攻・生物学科図書委員会の許可を得なければならない。

第 8 条 補則

この細則の実施に関し必要な事項は、生物科学専攻・生物学科図書委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成 1 7 年 5 月 3 0 日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。